

年金・保険

国民年金

問 健康保険課 ☎0745-45-5800

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず加入することになっています。

国民年金は、転職・退職・結婚などにより、加入のしかた(種別)が変わる場合があります、その都度届出が必要になります。

被保険者の種別

▶ 第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、アルバイトなどの人。

第2号、第3号被保険者以外の人は必ず第1号被保険者になります。ご自身で加入手続きをして保険料を納めます。

▶ 第2号被保険者

職場の厚生年金や共済組合に加入している人。

厚生年金などの制度を通して国民年金に加入しています。加入の手続きや保険料の納付は会社などが行うため、ご自身で行う必要はありません。

▶ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

配偶者の勤務する会社などに種別変更届を提出することになります。保険料は配偶者の勤務する会社などで拠出金としてまとめて支払われているため、ご自身で保険料を納める必要はありません。

▶ 希望すれば加入できる人(任意加入被保険者)

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- 日本人で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人
- 昭和40年4月1日以前生まれの人で、65歳以上70歳未満の人(ただし、年金受給権のある人は加入できません)

こんなときは届出を

※共通する必要なもの

本人確認できるもの
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

こんなとき	手続き	必要なもの
退職したとき	国民年金の加入手続き	基礎年金番号が分かるもの、退職日の分かる書類、免除を希望する場合は雇用保険の離職票または受給資格者証
配偶者の扶養からはずれたときや配偶者が退職したとき	第1号被保険者への種別変更手続き	基礎年金番号が分かるもの、扶養の喪失日が分かる書類
日本人が帰国したとき	国民年金の加入手続き	基礎年金番号が分かるもの
外国人が日本に住むとき	国民年金の加入手続き	在留カード
海外へ転出するとき	第1号被保険者資格喪失の手続き	基礎年金番号が分かるもの
ご希望により任意加入するとき(注)任意加入には、資格条件があります。	国民年金の任意加入手続き	基礎年金番号が分かるもの、通帳、通帳印

※上記以外の書類が必要になる場合があります。

※本人以外の方が代理で手続きする場合には、委任状と代理人の本人確認できるものが必要です。

保険料の納め方

国民年金の保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で全国の金融機関(銀行、郵便局など)やコンビニエンスストア、インターネットバンキングなどの電子納付で納めることができます。前納や口座振替による割引制度もあります。

また、月400円の保険料を上乗せして納付することで、老齢基礎年金に上乗せした付加年金を受給できます。

さらに、国民年金に上乗せできる国民年金基金制度もあります。詳しくは国民年金基金連合会ホームページまたは国民年金基金ホームページをご覧ください。

(注:付加年金と国民年金基金の同時加入はできません。)

保険料の免除・猶予制度

▶ 申請免除

経済的な事情などから保険料を納められないときには、申請すると保険料納付を免除される場合があります。免除には全額免除や一部免除があり、免除された期間は年金受給資格期間として計算されますが、免除割合に応じて年金額は減額されます。

▶ 納付猶予

50歳未満の人は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

▶ 学生納付特例

学生の場合は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

- ※手続きには学生証(写)または在学証明証原本が必要です。
- ※免除・猶予いずれの場合も、10年以内であれば後から保険料を追納することができます。

産前産後期間の免除制度

妊娠85日以上の出産(死産、流産、人工妊娠中絶、早産を含む)の場合、届出により、出産予定月(または出産月)の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は6ヶ月間)の保険料が免除されます。なお、この期間の保険料は納付されたことになり、将来の年金受給額は減りません。

- ※手続きには母子健康手帳が必要です。

国民年金の給付

▶ 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間を合わせて10年以上ある人が65歳になったときに支給されます。

▶ 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前または60歳から65歳になるまでの年金受給待機期間中に初診日のある病気やけがで、一定の障がいが残った場合に支給されます。(一定の保険料納付要件があります。)

▶ 遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。(一定の保険料納付要件があります。)

▶ 寡婦年金

国民年金の期間のみで老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けずに死亡したときに、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

▶ 死亡一時金

3年以上国民年金保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、生計関係のあった遺族に支給されます。

国民健康保険

問 健康保険課 ☎0745-45-5800

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき、安心して治療が受けられるようにするための大切な医療制度です。

国保に加入する人

他の医療保険制度(会社など職場の健康保険に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人)に加入していない全ての住民の方が加入しなければなりません。

国保に関する届出

加入や脱退など次のようなときには14日以内に届出が必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	本人確認書類、マイナ保険証または資格確認書等
	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	本人確認書類、健康保険資格喪失証明書、マイナ保険証または資格確認書等
	子どもが生まれたとき	マイナ保険証または資格確認書等、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認書類、保護廃止決定通知書
国保を脱退するとき	他市町村に転出するとき	マイナ保険証または資格確認書等
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	マイナ保険証または国保の資格確認書等、新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等
	死亡したとき	マイナ保険証または資格確認書等、通帳(葬祭者名義)
その他	生活保護を受けることになったとき	マイナ保険証または資格確認書等、保護開始決定通知書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	マイナ保険証または資格確認書等
	世帯分離・世帯合併したとき	マイナ保険証または資格確認書等
	修学のため他市町村に住むとき 資格確認書等をなくしたり破損・汚損したとき	マイナ保険証または資格確認書等、在学証明書 本人確認書類、マイナ保険証、資格確認書等(交換時)

本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど。

- 加入の届出が遅れると加入しなければならない日までさかのぼって保険税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。
- 脱退の届出が遅れて、使えなくなったマイナ保険証または資格確認書等を使ってしまうと、後で医療費を全額支払わなければならないことがありますのでご注意ください。

医療機関での自己負担

年齢区分	自己負担割合
70～74歳	※2割(現役並み所得者は3割)
義務教育就学児童～69歳	3割
義務教育就学前児童	2割

高額療養費

1ヶ月の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えたときは、支給申請することにより、超えた分が払い戻されます。ただし、保険適用外の差額ベッド代、食事代等は対象外となります。

高額な診療を受けるとき、事前に「限度額適用認定証等」の交付申請を行い医療機関等へ提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

なお、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証をご利用いただくことで限度額の適用を受けることができるため、限度額適用認定証等の申請は不要です。

高額介護合算療養費

8月から翌年7月までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が高額になったとき、定められた限度額を超えた分が支給申請により払い戻されます。

出産育児一時金

国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金として50万円が支給されます。産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合は48.8万円となります。

なお、妊娠12週(85日)以上の死産、流産でも出産育児一時金は支給されます。(この場合、医師の証明などが必要です。)

出産育児一時金は原則として、国民健康保険から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。

葬祭費

国保加入者が死亡したとき、その葬祭を行った人に3万円が支給されます。

交通事故にあった場合

交通事故など、第三者からの行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。本来、加害者が支払うべきところを国保が一時的に立て替え、あとで加害者等に請求します。必ず国保に連絡し、届け出てください。

保険税の決め方

国民健康保険税は、加入者ごとに①「医療分」、②「後期高齢者支援金等分」、③「介護納付金分」を計算した合計から求めます。さらに①②の金額は、それぞれ「所得割」・「均等割」・「平等割」に、③の金額は「所得割」・「均等割」に分けられ、下記のとおり計算されます。

① 所得割… 加入者ごとの前年中の所得に応じて計算

② 均等割… 加入者ごとに一定金額で計算

③ 平等割… 一世帯ごとに一定金額で計算

(注)「医療分」・「後期高齢者支援金等分」は0歳から74歳の加入者に、「介護納付金分」は40歳から64歳の加入者に対し計算されます。

①②③ごとにそれぞれ年税額を計算し、限度額を超える

場合にはその限度額までの賦課となります。 ※保険税率と賦課限度額は年度ごとに定められています。

▶ 保険税の納付

普通徴収と特別徴収の2種類の納付方法があり、それぞれ以下のとおり納付していただきます。

- 普通徴収(口座振替・納付書)の場合
7月から翌年2月までの計8回の決められた納期限内に納付
- 特別徴収の場合 ※要件該当世帯のみ(自動判定)
年金支給月に世帯主が受給している公的年金からの天引きによる納付

▶ 保険税を滞納すると

特別な理由なく保険税を滞納すると、次のような措置をとられることがあります。

- 納期限が過ぎると、督促状が届いたり、延滞金が課せられます。
- 納期限から一定期間を過ぎると、国保の給付の全部または一部が差し止められたり、財産の差押えなどの滞納処分を受けることとなります。

▶ 非自発的失業者の軽減

会社の都合(倒産、リストラなど)で失業した人の保険税を軽減する制度です。

この制度には要件があり、申請が必要です。なお、離職時点で65歳以上の方は対象になりません。

※申請にはハローワークが交付する雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(全件版)が必要です。

※オンライン認定を受けられた方はダウンロードしたものをご用意下さい。

▶ 法定軽減制度

法律で定められた軽減制度で、世帯の所得が一定の基準額以下である場合、その世帯にかかる均等割額と平等割額がそれぞれ一定割合、軽減されます。なお、申請は不要です。

■ 軽減の適用を受けるには…

…適用判定のため、所得の申告が必要です(所得がない20歳未満の方を除く)。

▶ 旧被扶養者に対する減免措置

会社の健康保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者だった65歳以上の方(旧被扶養者)が国民健康保険の被保険者となった場合、減免措置が受けられます。この軽減を受けるには申請が必要です。

• 旧被扶養者が、国保に加入することになった時の減免措置については、国保の資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、下記(1)～(3)で該当するものが適用されます。

(1)旧被扶養者に係る国保税の所得割額が、全額減免になります。

(2)旧被扶養者に係る国保税の均等割額が、半額減免になります。

(3)旧被扶養者のみで構成される世帯は、平等割額が半額減免になります。

• 国保税の法定軽減制度の7割軽減および5割軽減に該当している世帯は(2)および(3)は適用されません。

• (1)のみ2年を経過した翌月からも引き続き適用されます。



▶ 特定同一(特定継続)世帯 所属者がいる世帯にかかる軽減措置

国民健康保険世帯の中で当該年度内に75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行する方がいるときに軽減措置に該当する場合があります。なお、申請は不要です。

- 国保から後期高齢者医療制度に移行することで、国保の加入者が1人になる場合は、国税税の平等割額(医療分・支援金分)が5年間は半額となり、その後3年間は4分の3に減額します。
- ※国民健康保険に加入していた被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被保険者のことを特定同一(特定継続)世帯所属者といいます。
 - 特定同一世帯所属者→75歳になってから5年間
 - 特定継続世帯所属者→5年が経過してから3年間
 - 世帯主に変更があった場合などは、適用は終了します。

▶ 産前産後期間に係る免除措置

出産予定または出産された被保険者に係る保険税(所得割額・均等割額)を一定期間、免除するもので、届出が必要です。

対象

- …妊娠85日以上の出産
(死産、流産・人工妊娠中絶・早産を含む)

期間

- …単胎妊娠: 出産予定月または出産月の前月から4ヶ月間
- …多胎妊娠: 出産予定月または出産月の3ヶ月前から6ヶ月間
- ※届出には母子健康手帳が必要です。

▶ 未就学児の均等割保険税の軽減措置

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児)がある場合、申請は不要で、当該未就学児の均等割保険税を半額免除するものです。

特定健康診査・特定保健指導

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病などの有病者・予備群を減少させることを目的とした健診と保健指導を行います。

対象者

- …40歳～74歳の国民健康保険加入者

健診方法

- …受診券・マイナ保険証または資格確認書等を持参の上、集団健診・個別健診(指定医療機関)で受診します。(対象者には、受診券などを個別通知します。)

人間ドック費用の助成

検査機関で自主的に人間ドック、脳ドック、がんドックを受診する場合に、その費用またはその一部を助成します。事前に申請が必要です。

※人間ドックと特定健康診査の重複受診はできません。

対象者

- …・国民健康保険に加入し、受診日において、年齢が30歳以上74歳以下の方。
- 納期限の到来した国民健康保険税を完納している世帯主およびその世帯に属している方。

助成額

- …【日帰りコース】2万円を上限とします。
- 【1泊以上コース】3万円を上限とします。

後期高齢者医療制度

問 健康保険課 ☎0745-45-5800

対象者

- …1. 75歳以上の人(75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。)
- 2. 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある人で、広域連合に認められた人(窓口申請し、広域連合の認定を受けた日から加入します。)

保険料

…保険料額は、均等割と所得割の合計額ですが、収入の少ない世帯の人は、保険料が軽減されます。保険料の徴収は、原則年金からの天引きとなりますが、75歳になった年度は普通徴収(金融機関などで納付)となります。また、年金天引きを希望しない人は「納付方法変更申出書」を提出することにより、金融機関からの口座振替に変更できます。

高額療養費

…1ヶ月の医療費(保険適用分)の自己負担額が一定額を超えたときは、事前に口座の登録を行っておくことで、超えた分が後期高齢者医療広域連合から支給されます。支給には診療月から3～4ヶ月かかります。

高額介護合算療養費

…8月から翌年7月までの1年間で、介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったとき、定められた限度額を超えた額が申請により支給されます。

葬祭費

…後期高齢者医療制度加入者が死亡したとき、申請によりその葬祭を行った人に3万円が支給されます。

口腔健診(お口の健康診査)

対象者には、5月下旬に奈良県後期高齢者医療広域連合から健診券(はがき)が直接送付されます。健診券に記載されている医療機関で受診してください。

健診料 …無料

人間ドック費用の助成

検査機関で自主的に人間ドック、脳ドック、がんドックを受診する場合に、その費用またはその一部を助成します。事前に申請が必要です。

対象者

- …・受診日において、後期高齢者医療制度に加入している方で、納期限が到来した後期高齢者医療保険料を完納している方。
- 特定健康診査・健康診査を受診していない方。

助成額

- …【日帰りコース】2万円を上限とします。
- 【1泊以上コース】3万円を上限とします。